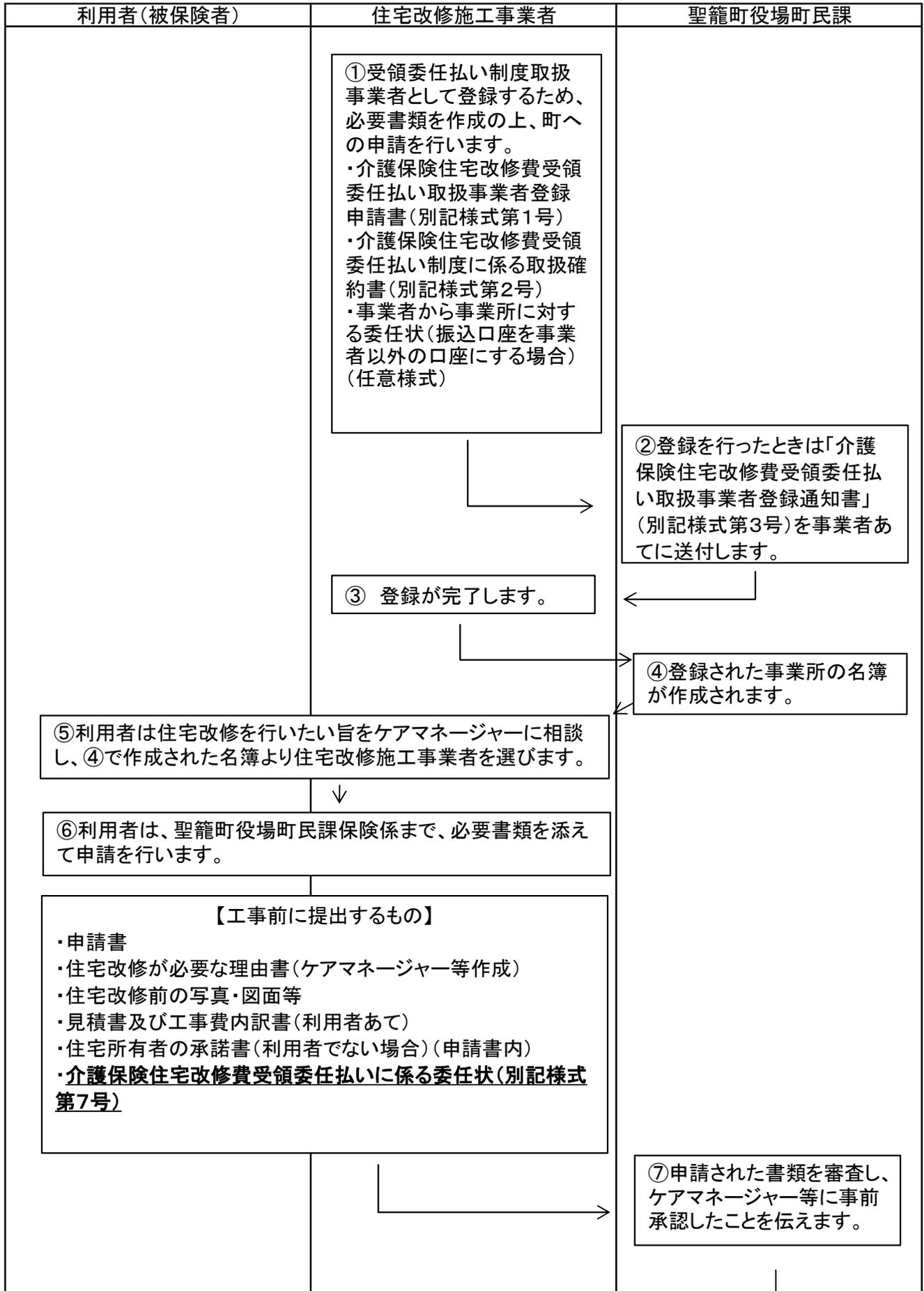
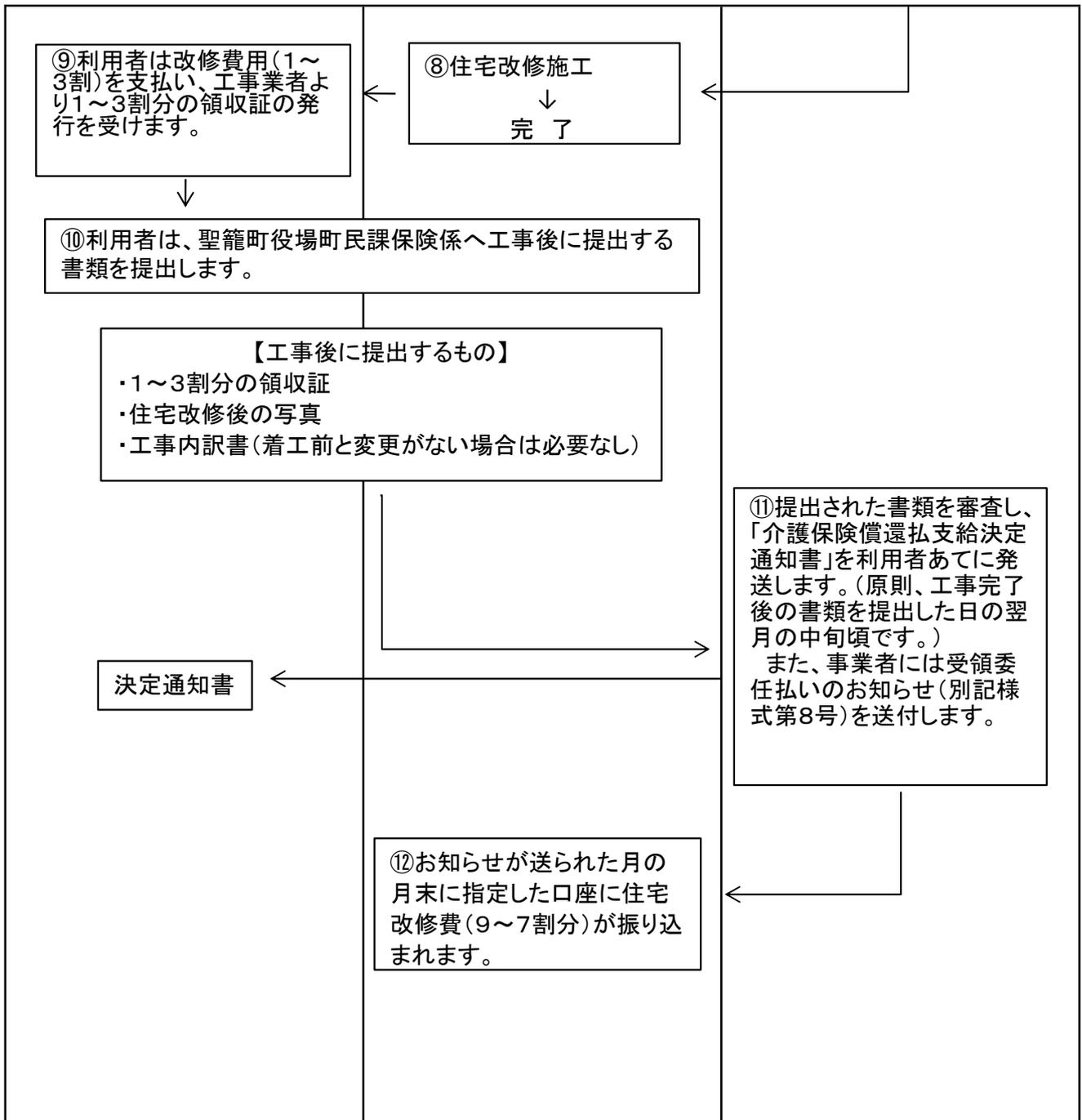


住宅改修費支給までの流れ(受領委任払い制度を利用した場合)





⑨利用者は改修費用(1~3割)を支払い、工事業者より1~3割分の領収証の発行を受けます。

⑧住宅改修施工  
↓  
完了

⑩利用者は、聖籠町役場町民課保険係へ工事後に提出する書類を提出します。

【工事後に提出するもの】

- ・1~3割分の領収証
- ・住宅改修後の写真
- ・工事内訳書(着工前と変更がない場合は必要なし)

決定通知書

⑪提出された書類を審査し、「介護保険償還払支給決定通知書」を利用者あてに発送します。(原則、工事完了後の書類を提出した日の翌月の中旬頃です。) また、事業者には受領委任払いのお知らせ(別記様式第8号)を送付します。

⑫お知らせが送られた月の月末に指定した口座に住宅改修費(9~7割分)が振り込まれます。